

## 技術職員に期待する



環境安全センター長 西嶋 渉

平成16年4月の大学法人化は、人員削減のスタートでもあったわけですが、減少する人員の中においても高い教育研究の質を保証しなければなりません。限られた物的資源と人的資源の中で高い教育研究成果を得る方策として、国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点のシステムの整備（平成20年度）、あるいは大学内における研究設備の学内共同利用の促進があり、文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会・研究環境基盤部会でも議論されているところです。

ここで対象としている研究設備は小型放射光や超高圧電子顕微鏡などの数十億円規模の設備やNMR、液体ヘリウム装置、電子顕微鏡などの数億円規模の設備ですが、このような大型研究設備の管理運営において技術職員の果たす役割は大変大きなものがあり、その点に関しては学内においても十分な認知があると思います。一方で、そこまでの高額・大型機器ではありませんが、それぞれの研究者が外部資金などを獲得して購入した様々な実験・分析機器は各研究室に分散して多数存在し、日常的な研究活動を支えています。このような個々の研究室が所有している機器の共同利用の促進も、大学の物的資源の有効活用につながりますし、学内における共同研究の促進にも寄与しますので、今後進めていくべき重要な課題だと考えます。ただ、研究室での研究内容は移り変わりますので、購入時は頻繁に活用していてもその後ほとんど使用しないという状況も生まれ、所有する機器が常に最高のパフォーマンスを発揮出来る状態にあるとはいいがたいのが実情ではないでしょうか。今後、学内共同利用施設の機器だけでなく、研究室所有の機器を学内に開放し、共同利用を進める代わりに、機器のメンテナンス・使用支援を大学として保証するような体制がとれば、機器を所有する研究室にも利用する研究者にもメリットの大きなシステムになるように思います。このようなシステムの構築・実施は、研究設備の管理・運転に精通した専門職員が中心にならなければできないことであり、技術職員のプロ集団としての役割に期待したいところです。

大学の環境安全を担う立場からも一言述べさせていただきます。大学法人化は、大学の安全衛生管理にも大きな変革をもたらしました。従来教職員の安全衛生管理は人事院規則により規定されていましたが、法人化後は労働安全衛生法の適用を受けています。すなわち、一般企業と同様の法律が大学にも適用されるということで、法律上7つの事業所からなる大学内に事業所ごとの地区委員会を設置することに始まり、産業医、衛生管理者の配置と定期的な巡視、作業環境測定の実施、化学物質管理の厳格化など様々な改革が行なわれました。技術職員は大学の基盤設備管理の一翼を担っていることから、早い段階から協力していただき、巡視を通じた学内の安全衛生管理上の問題点の洗い出し等に大きく貢献していただきました。大変感謝していると同時に今後も教職員・学生が安全かつ健康に教育研究活動が行えるよう安全衛生管理への協力をお願いいたします。